26財主財第194号
平成27年４月１日

殿

東京都副知事
安　藤　立　美
秋　山　俊　行
前　田　信　弘

平成27年度予算の執行について（依命通達）

我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善傾向にある中で、景気は緩やかな回復が続いており、海外景気の下振れリスクに留意する必要があるものの、今後もこの回復基調が継続していくことが期待されている。

こうした社会経済環境の中、これからの都政には、史上最高のオリンピック・パラリンピック開催に向けた万全の準備を進めるとともに、大会開催を起爆剤として、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の一層の向上につなげていくことが求められている。

併せて、急速に進行する少子高齢化への対応や首都東京の防災力強化、社会資本ストックの着実な維持・更新、日本の成長を支える国際経済都市の創造など、直面する諸課題の解決に積極果敢に取り組むことで、成熟社会の範となる新しい都市モデルを構築し、将来にわたる東京の持続的発展を実現していかなければならない。

一方、足元の都税収入は堅調に推移しているものの、元来、景気変動に左右されやすい不安定な構造を有する上、地方法人課税の更なる不合理な見直しの動きなど、都の財源が更に減少する可能性もあり、都財政の先行きは依然予断を許す状況にはない。

このような中、多岐にわたる都政の諸課題に継続的かつ安定的に対応するためには、緩めることなく自己改革を推し進めるとともに、安定した財政基盤を構築していくことに一層留意しなければならない。

こうしたことから、平成 27 年度予算は、「東京を『世界一の都市』へと飛躍させる予算」と位置付け、

第一に、2020 年とその先の明るい未来に向けて積極的な施策構築を図り、大会終了後も将来に引き継がれるレガシーを創造するべく果敢な事業展開を行うこと

第二に、都民福祉の充実による生活の質の向上や、日本を牽引する経済の活性化など、都民一人ひとりが安心して豊かに暮らせる社会の早期実現を図ること

第三に、施策の見直しによる都政改革の推進と、中長期を見据えた財源措置により、戦略的かつ安定的な政策展開を支える財政基盤を構築すること

を基本として編成した。

平成 27 年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の目的が確実に達成されることが極めて重要であり、その趣旨に沿って時機を逸することなく着実に実施する必要がある。

さらに、予算の執行過程においても、事業評価などを通じ、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを不断に行い、一つひとつの事業の効果が最大限に発揮されるよう、多面的な視点から創意工夫を凝らしていくことが重要である。そして、これらの取組による改善の方策については、平成 27 年度予算の執行のみならず、平成 28 年度の予算編成にも確実に反映させていかなければならない。

よって、貴職におかれては、現下の都財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

記

第１　全般的事項

都の行う全ての事業について、予算執行の過程においても、事業評価の取組などを通じ、施策の効率性や実効性を更に高める努力や工夫を推し進め、導き出された改善の方策等を事業計画や執行などに的確に反映していくこと。

また、事業評価の取組については、歳出はもとより、歳入や特別会計（準公営企業会計を含む。）についても、多面的な検証を行い、その結果を執行や歳入確保などに的確に反映していくこと。

第２　歳出について

１　「平成 27 年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から更に精査を行った上で、年間執行計画を策定するとともに、「東京都長期ビジョン」の実現に向けた取組など、予算に計上した事業について、時機を逸することなく取り組むとともに、その目的が確実に達成できるよう着実な執行を図ること。

２　事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう、その経済性、効率性を確保することはもとより、あらゆる創意工夫により経費の節減と都民サービスの更なる向上を図るなど、各局の責任の下で自律的な改革を進めていくこと。

３　投資的経費については、オリンピック・パラリンピックに向けた施設整備、災害に強い都市づくり、東京の国際競争力の向上に資するインフラ整備などに対し重点的に財源を配分したところであるが、執行に当たっては、労務単価や資材価格の上昇などの状況を踏まえ予定価格を適正に設定するとともに、品質確保の観点にも配慮しつつ、迅速な事業着手と着実な事業執行に努めること。

なお、国庫補助事業については、都への配分状況に十分留意すること。

4　監理団体については、多様な視点から経営改革を進めるとともに、効率的かつ効果的な事業執行を図るよう、適切な指導監督を行うこと。

なお、監理団体を通じて実施している都事業についても、引き続き事業評価を行い、これまでの取組状況や成果等の分析・検証を進め、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

また、監理団体以外の団体を通じて実施している都事業についても事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

5　不測の事態に備えるとともに、経費の更なる効率的執行を図るため、局において必要な経費の一部を保留すること。

第３　歳入について

1　都税収入については、経済の動向に留意しつつ、課税対象を的確に把握し、脱漏のないように努めることはもとより、区市町村との連携や機動的な組織運営によって、より一層滞納整理を促進するなど、税収確保に向けた取組を推進すること。

2　国庫支出金については、都市基盤の整備をはじめ、ハード・ソフト両面において首都東京が推進すべき取組の重要性を踏まえ国に十分な働き掛けを行い、需要に応じた配分が得られるよう努めること。

また、関係省庁に対し、財源調整措置の廃止等国庫支出金制度の改善合理化について引き続き強く要望することで、国庫補助金の内示に際し、不交付団体に対する特別な調整を行うことのないよう働き掛けること。

3　その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、引き続き事業評価を行い、更なる収入確保の取組を進めることで、増収に向けて最大限の努力を図っていくこと。

また、貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

第４　特別会計

特別会計（準公営企業会計を含む。）については、施策の効率性・実効性を一層向上させる観点から、引き続き事業評価を行い、その結果を執行などに的確に反映させていくこと。

第５　予算関係事案の処理について

１　予算関係事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものを決定しようとする場合は、財務局に協議すること。

（１）　次に掲げるものに係る事案

ア　都行政の運営に関する一般方針の確定

イ　都が執行すべき事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定、変更及び廃止

ウ　成立した予算に係る事務事業についての基本的執行方針の決定

エ　成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画の設定、変更及び廃止

（２）　委託料の支出に係る事案のうち、調査委託等で別に財務局長が指定する事案

（３）　落札差金及び設計差金の使用に係る事案

（４）　用地会計による用地取得に係る事案

（５）　前各号のほか、別に財務局長が指定する事案

２　財務局への協議は、知事決定事案については財務局長、局長決定事案については財務局主計部長、部長又は課長決定事案については財務局主計部各課長（財政課長、予算各課長及び公債課長）に対して行うこと。

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話　03-5388-2669